

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成22年5月13日(2010.5.13)

【公開番号】特開2008-256883(P2008-256883A)

【公開日】平成20年10月23日(2008.10.23)

【年通号数】公開・登録公報2008-042

【出願番号】特願2007-98084(P2007-98084)

【国際特許分類】

G 02 B 5/30 (2006.01)

G 02 F 1/1335 (2006.01)

【F I】

G 02 B 5/30

G 02 F 1/1335 5 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成22年3月26日(2010.3.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

明細書に記載の方法により定義されるポリスチレン換算分子量5,000以下の成分の含有量Wが5重量%以下である樹脂層と、該樹脂層上に間隔を開けて複数形成された線状の金属層(以下、線状金属層とする)とで構成された反射型偏光板。

【請求項2】

前記樹脂層が熱可塑性樹脂を主たる成分とし、かつ該熱可塑性樹脂のGPCによるポリスチレン換算重量平均分子量Mwが10,000以上であり、かつGPCによるポリスチレン換算重量平均分子量Mwとポリスチレン換算数平均分子量Mnから計算される多分散度Mw/Mnが3.0以下である請求項1に記載の反射型偏光板。

【請求項3】

前記線状金属層の膜厚Hが10~200nmであり、かつピッチP=50~400nm、幅W=20~380nmで形成されている請求項1または2のいずれかに記載の反射型偏光板。

【請求項4】

前記線状金属層が、アルミニウム、銀、クロム、および金からなる群より選ばれる少なくとも1種の金属を主たる成分とする請求項1~3のいずれかに記載の反射型偏光板。

【請求項5】

前記樹脂層の表面に、それぞれが平行に配列した線状の樹脂パターン(以下、線状樹脂パターンとする)が形成されかつ前記線状樹脂パターンの長手方向に対して垂直な断面における凸部の形状が、ピッチp=50~400nm、幅w=20~380nm、及び高さh=10~400nmであり、かつ前記線状樹脂パターンの高さhと幅wの比(h/w)が0.5~5である請求項1~4のいずれかに記載の反射型偏光板。

【請求項6】

前記樹脂層が熱可塑性樹脂を主たる成分とし、かつ該熱可塑性樹脂のGPCによるポリスチレン換算重量平均分子量Mwが10,000~100,000であり、かつGPCによるポリスチレン換算Z平均分子量Mzとポリスチレン換算重量平均分子量Mwから計算される多分散度Mz/Mwが2.0以下である請求項5に記載の反射型偏光板。

【請求項 7】

前記線状金属層が、前記線状樹脂パターンの凸部頂部上に形成されている請求項5～6のいずれかに記載の反射型偏光板。

【請求項 8】

前記樹脂層が脂環族基を有するポリエステル樹脂からなる請求項 5～7 のいずれかに記載の反射型偏光板。

【請求項 9】

前記樹脂層が支持体層と積層されてなり、かつ支持体層が二軸延伸ポリエステルフィルムである請求項 5～8 のいずれかに記載の反射型偏光板。

【請求項 10】

少なくとも、面光源と、請求項 1～9 のいずれかに記載の反射型偏光板と、液晶セルとをこの順に配置した液晶表示装置であって、該液晶セルは、液晶層と、該液晶層を挟むように配置された偏光板 (A) と偏光板 (B) を有し、該液晶セルを構成する面光源側の偏光板 (B) を透過する偏光の偏光軸の方向と、該反射型偏光板を透過する偏光の偏光軸の方向とが合致しており、かつ前記反射型偏光板は、前記線状金属層が前記液晶セルに対向するように設置されている液晶表示装置。

【請求項 11】

面光源と、液晶セルからなる液晶表示装置であって、該液晶セルは、液晶層と、該液晶層を挟むように配置された偏光板 (A) と偏光板 (B) を有し、面光源側の偏光板 (B) が請求項 1～9 のいずれかに記載の反射型偏光板であり、かつ前記反射型偏光板は、前記線状金属層が前記液晶層に対向するように設置されている液晶表示装置。